





# し尿浄化槽清掃の義務付けが条例化

## 3月定例会市議会が開かれました



### 財政健全化のための3税アップなど 40議案を可決



#### 新たに副議長 島田正人氏を選任

副議長小岩井清氏の副議長辞任

昭和三十九年度の市政の方向づけをする三月定例会市議会は、三月八日から三月二十三日までの日程を一日会期延長し、二十四日まで十七日間にわたり市役所議場で開かれました。三月定例会市議会は、新年度の予算や方針などを審議するものも重要なものですが、提出された四十議案については、いずれも原案のとおり可決となりました。

昭和三十九年度の市政の方向づけをする三月定例会市議会は、三月八日から三月二十三日までの日程を一日会期延長し、二十四日まで十七日間にわたり市役所議場で開かれました。三月定例会市議会は、新年度の予算や方針などを審議するものも重要なものですが、提出された四十議案については、いずれも原案のとおり可決となりました。

#### し尿浄化槽の保守点検 清掃が義務付けられました

し尿浄化槽の保守点検、清掃を義務づける「維持管理に関する条例」を、三月定例会市議会に提案し、制定されました。

現在、一般家庭などで使用されているし尿浄化槽は建築基準法、廃棄物の処理および清掃に関する法律で、設置の届け出と保健所による維持管理の指導が義務づけられていますが、一、賃貸住宅などは設置者が業者で使用者がつかみにくい。二、使用者にし尿浄化槽の機能などの知識が少ない。三、実際の届け出が半数程度。四、設置場所が明確でない。などの問題があり、浄化されないままの汚水が河川や排水等に放流されるケースが多々あり、河川の汚濁や悪臭発生の大きな原因ともなっています。

#### 都市計画税の改正

都市化の進展に伴い、年々都市計画事業が増大の傾向を示す中で、また他市との均衡を考慮し、都市計画税を現行の「一〇〇分の〇・一」を「一〇〇分の〇・二」に改正するものです。この条例は、昭和五十一年度分から適用され、五十年年度までの都市計画税については、従前とおりとなります。

#### 法人税の改正

都市化が進む中で都市基盤整備のための種々事業費が増大しており、また市民負担の均衡を考慮し法人税を現行の「一〇〇分の二・七」を「一〇〇分の二・五」に改正するものです。この条例は昭和五十一年度分から適用となります。

#### 国民健康保険加入者 葬祭費二万円に増額

国民健康保険に加入している人

取得予定価格	五億二七三万五千元
取得予定価格	五億二七三万五千元

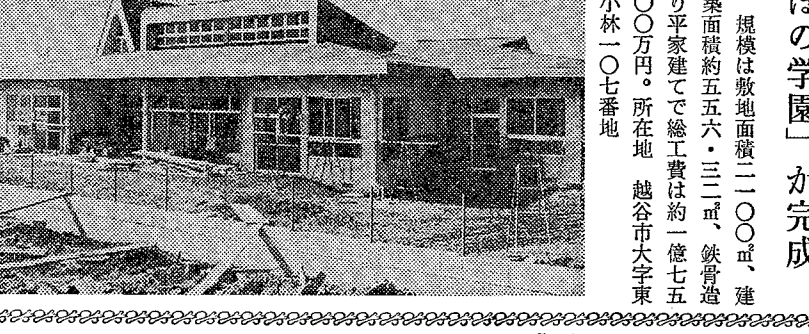
#### 国民健康保険の健全化のため 国保税が引き上げられます

国民健康保険は、病気やケガで治療を受けるときに備えて、加入者がお互いに掛金（保険税）を出し合い、治療時の自己負担をできるだけ軽くするために設けた制度です。

このため医療費が増えれば増えるほど掛金（保険税）を上げなければならず、また経済不況のため税収の落ち込みが予想以上となり、今回やむを得ず四七・二五パーセントの保険税の引き上げを行うことになりました。

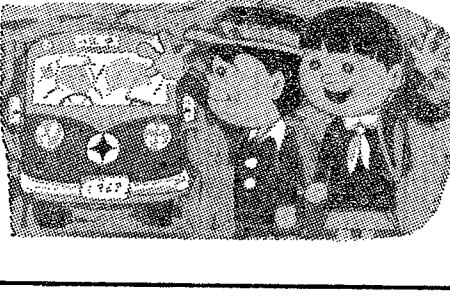
#### 肢体不自由児 「あけぼの学園」が完成

越谷市で初めての肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」の建設が昨年十一月から市立病院西側に急ピッチで工事が進められていたが、このほど内装工事もほぼ完了し、四月十日の開園を待つばかりとなりました。



#### 新入学児童・園児を交通事故から守ろう (春の交通安全運動)

4月を迎え、新しいランドセルを背に元気よく通学する一年生の姿は、ほんとうにほほえましいものですが、毎年この時期には子どもの交通事故がふえ、また行楽期になるため、飲酒運転やスピード違反がめづらぬ、痛ましい交通事故がふえる季節です。



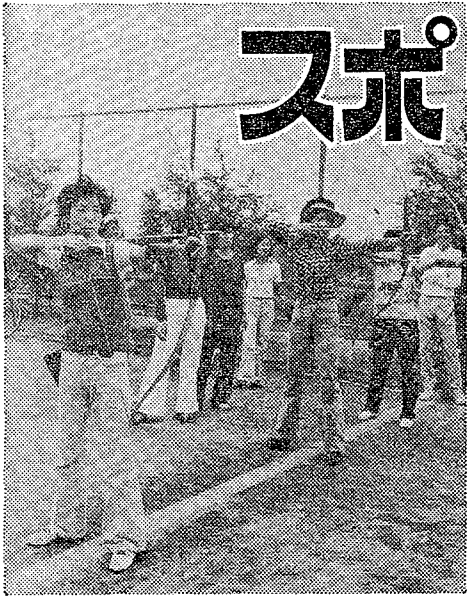
4月6日(火)から4月15日(木)までの10日間、全国一斉に春の交通安全運動が展開されます。この期間中は、歩行者の事故特に新入学児童や子どもの事故を防止するため、スクールゾーンの設定とその定着化、① 母親と子どもに対する交通安全教育の充実、② 母親と子どもに対する交通安全指導などを中心として交通事故防止のための運動が展開されます。また、交通事故の原因の大半がスピードの出し過ぎによることか











# スポーツ教室 に参加を

明るく家庭は、家族みんなの健康から……。越谷市社会体育指導委員連絡協議会では、市民のみさんの体力づくり、健康づくりを目標に、こども市内の体育施設を活用して、たくさんのスポーツ教室を開催します。日頃、スポーツに親しむ機会に恵まれない方々は、すすんで参加されるようご案内します。なお、各教室ともすべて初心者の方を対象とします。

▷申し込み受け付け 4月12日(月)～(定員になり次第締め切ります)  
▷申し込み方法 参加費(大人700円、小学生300円)を添えて市教育委員会社会体育課振興係まで申し込みください。

電話64-2111内線425・524

## 〈一般対象〉

教室名	期間	時間	会場	定員
軟式テニス	5月9日～7月25日 毎週日曜日	9:30～11:30	総合公園テニスコート	50人
硬式テニス	5月9日～7月25日 毎週日曜日	9:30～11:30	総合公園テニスコート	50人
アーチェリー	5月15日～7月24日 毎週土曜日	13:30～15:30	北越谷第5公園	30人
ボディビル	5月11日～7月22日 毎週火・木曜日	19:00～21:00	市立第2体育館	30人
フォークダンス	5月11日～7月20日 毎週火曜日	19:00～21:00	市立第1体育館	50人
トランポリン	5月14日～7月23日 毎週金曜日	19:30～21:00	市立第2体育館	20人
バドミントン	5月12日～7月21日 毎週水曜日	19:00～21:00	市立第2体育館	50人

## 〈50歳以上の方を対象〉

教室名	期間	時間	会場	定員
軽スポーツ	5月14日～7月23日 毎週金曜日	14:30～16:00	市立第2体育館	50人

## 〈家庭婦人対象〉

教室名	期間	時間	会場	定員
アーチェリー	5月12日～7月21日 毎週水曜日	9:30～11:30	北越谷第5公園	30人
バスケットボール	5月12日～7月21日 毎週水曜日	9:30～11:30	市立第1体育館	50人
バドミントン	5月12日～7月21日 毎週水曜日	9:30～11:30	市立第2体育館	30人
軽スポーツ	5月14日～7月23日 毎週金曜日	9:30～11:30	市立第2体育館	50人

## 〈少年少女(小学3～6年生対象)〉

教室名	期間	時間	会場	定員
トランポリン	5月14日～7月23日 毎週金曜日	18:00～19:30	市立第2体育館	20人



## 第118回 経営に関する読書会

とき 4月17日(土) 午後6時  
ところ 市立図書館資料室

- 班題
1. 企業の目標
  2. 戦略計画
  3. 公的機関の業績
  4. 新しい現実
  5. 仕事と労働

テキスト ドラッカー著「抄訳マネジメント」

## 第228回 市民読書会

とき 4月18日(日) 午後2時

ところ 福祉会館準道室  
藤原てい著「流れる星は生きている」  
テキストは図書館にあります。



## 移動図書館

### しらべ号の巡回

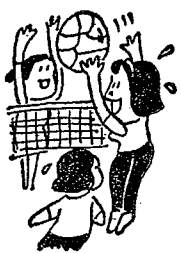
巡回日	駐車場	および時間
4月13日(火)	平方・立野 大袋公民館	午後1時30分～2時30分 午後3時～4時
14日(水)	平方中央 新生集会所	午後1時30分～2時30分 午後3時～4時
16日(金)	三栄団地 弥栄第2公園	午後1時30分～2時30分 午後3時～4時
20日(火)	つつみ団地	午後1時30分～2時30分 午後3時～4時

図書館は福祉会館の三階です。電話64-2111

内線 図書室155八・事務室154九

## おしらせのページ

# スポーツ傷害保険に 加入しましょう



この保険は、みなさんが安心してスポーツに親しむことができるようにと設けられた制度で、有効期間は4月1日から翌年3月31日までです。申し込みはスポーツ団体および社会教育関係団体のうち責任者を置き、会員が10名以上の団体を対象として受け付けします。ぜひ加入ください。

- ▷受け付け期間 3月15日～7月24日まで
- ▷対象事故 ①団体の管理下の活動中の傷害 ②集合地までの通常の経路往復中の傷害 ③前記のうち治療7日以上の場合
- ▷申し込み方法 会員の住所、氏名、年齢を記入し、責任者の印と保険金を持参のうえ申し込みください。

区分	保険料	死亡後遺障害保険金額	医療保険金日額		
			通院中	入院中	
第1種	300円	300万円	1000円	1500円	
第2種	A	4800円	300万円	1000円	1500円
	B	2800円	300万円	1000円	1500円
	C	1200円	300万円	1000円	1500円

第1種……レクリエーション的スポーツを目的とした団体  
第2種……競技スポーツを行うことを目的とした団体  
申し込み・問い合わせ先 市教育委員会社会体育課振興係  
電話64-2111内線524

## 住宅資金の融資制度が 設けられました

市道用地無償譲渡に協力され  
住宅の増改築などをする方に

設けられました

市では開発行為による無秩序な市街化を抑制し、市民のみさんの健全な生活環境を守るため、整備した良好な開発を目的として「越谷市開発指導要綱」を定め、開発行為を行うみなさんに特別のご協力をお願いしています。

市道用地無償譲渡により敷地が縮小し、常時居住する建物を移転する方に市の代替地を斡旋していますが、昭和五十一年度

## 〈越谷市立病院〉

### 技術系職員を募集

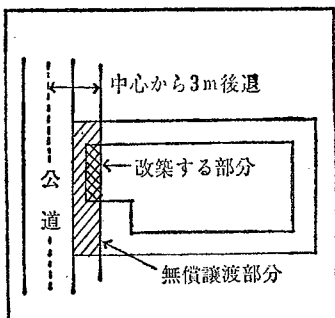
市では、市民の健康増進と福祉の向上をはかるために、市立病院に勤務する技術系職員を次のとおり募集します。

- ▽募集人員 若干名
- ▽応募資格 高校卒業以上の学歴を有する年齢35歳までの第三種以上の冷凍機械主任者、二級以上の電気工事士(第三種以上の電気主任者)はなお可の資格のいずれかを有し、二交替勤務の可能な方。
- ▽採用時期 5月1日以降採用
- ▽試験日 4月13日(火) 午前8時45分
- ▽試験会場 市立病院二階会議室
- ▽申し込み締め切り 4月10日(土) 正午まで
- 申し込み・問い合わせ先 越谷市立病院庶務課庶務係(越谷市大字東小林95番地)へ。電話65-1121内線311・312

## 人権(法律)相談所を開設します

交通事故、借地・借家、人権侵害など、法律上の問題でお悩みの方はありませんか?相談についての秘密は固く守りますので、お気軽にご利用ください。相談は無料です。

- ▷とき 4月9日(金) 午前10時～午後3時
- ▷ところ 市役所5階第1会議室
- ▷相談員 法務省人権擁護委員、浦和地方法務局越谷支局人権擁護担当官
- 問い合わせ先 市役所庶務課 電話64-2111内線317



その他、融資について不明な点は市開発指導課庶務係までお越しください。電話64-2111内線五九六・四五二

# 越谷市農業委員会 一般選挙

投票日は4月25日(日)

午前7時～午後6時です



の二つです。農業従事者の方は棄権することなく、必ず投票しましょう。

投票日 4月25日(日)

午前7時～午後6時まで

立候補届け出受け付け

4月15・16日、午前8時30分

午後5時 市役所二階ロビー選挙管理委員会事務局

不在者投票期間

4月15日～24日、午前8時30分

午後5時まで

各選挙区および投票所は次のとおりです

第一区(荻島・出羽・越ヶ谷)

第二区(桜井・大袋)

第三区(新方・増林・大沢)

第四区(蒲生・大相模・川柳)

第五区(増林公民館)

第六区(新方公民館)

第七区(増林公民館)

第八区(蒲生第一体育館)

第九区(蒲生公民館)

第十区(大相模公民館)

第十一区(川柳公民館)

立候補予定者

説明会を開催します

農業委員会委員一般選挙に立候補を予定されている方は、次のとおり説明会を開催いたしますので必ずご出席ください。

日時 4月8日(木) 午前10時

場所 市役所五階大会議室

問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局へ。電話64-1211(一内線三六七・三三〇)



## 江戸川筋御猟場

明治二十四年、宮内省は江戸川筋御猟場を設定し、越ヶ谷町をはじめ六六か町村にわたる地域を猟場に指定した。宮内省はこの猟場に指定したり、農作物の鳥害の補償として一反歩あたり金五厘

ともかく御猟場内町村は、早くから甚大な鳥害を訴えて鳥類自由捕獲の請願を重ねてきたが、明治三十九年の「御猟場内訓」次に示された大正三年の「御猟場内訓」でもきびしい制約が付けられ、積極的な鳥類の駆除は事実上不可能な状

を申し立てた。多くの町村はこの保償金を村や学校の基本財産に寄付したが、なかにはこの基金で学校校舎を建設した所もあった。



明治三十九年、一五か年間の更新にあたり、宮内省は反当り金一銭の補償額を示したが、御猟場内町村は鳥害の甚大さを訴えて猛烈な反対運動を展開した。この結果、宮内省は反当り六銭九厘の補償額を示し、ようやく妥結した。次の更新期は大正十年であったが、このときは反当り金一五銭に増額となった。この間地元反対があったものの、明治三十六年、大林村のうち元荒川屈曲地点一〇町余の土地が宮内省に買収され、同四十一年には埼玉鴨場が開設されている。

成績はあまり期待できなかった。一方大正十三年、御猟場を解除された町村は、この地域を猟場に指定し、入猟料や案内料を徴して一般に開放した。このうち越ヶ谷地域では、その大半が解除された川柳村・大相模村・出羽村・蒲生村

が含まれる。狩猟期間は例年十一月一日から三月末日までの、各町村によって定められた日曜日で、入猟者はおおよそ一日五名宛であった。これに対し入猟希望者は東京市等から殺到した。たとえ大正十三年度大相模村の場合開猟日数九日、入猟許可人員四五名に対し、実に三九二三人の申込者があり、くじ引で入猟者が定められた。そして同年度同村での狩猟成績は、鴨七二羽、雁二八羽、雉七〇羽、鳴三羽、鳩四〇九羽、兎六羽など五九五の獲物であった。しかし猟場設定による鳥類の乱獲で数年を経ず鳥類は激減した。このため隔年ごとの休猟や、高麗雉の購入など、その繁殖に努めたが、元には戻らなかった。たとえ蒲生村昭和十一年度の成績をみると、開猟日数八日に對し、入猟者は二名、鴨一羽、鳩一一羽の収穫であった。

市史編さん室

鷺高土地区画整理事業の施行区域が三月十二日決定されました。施行区域の面積は一〇〇・七ヘクタールで、区域に含まれる土地の名称は次のとおりです。

- 第一区 大沢三丁目
- 第二区 大沢三丁目
- 第三区 大沢三丁目
- 第四区 大沢三丁目
- 第五区 大沢三丁目
- 第六区 大沢三丁目
- 第七区 大沢三丁目
- 第八区 大沢三丁目
- 第九区 大沢三丁目
- 第十区 大沢三丁目

都市計画決定にともなう許可の基準  
都市計画決定にともない、区域内において建築物の建築をする場合は、都市計画法五十三条に基づく許可申請が必要となります。

都市計画決定の期間中、市役所三階開発部都市計画課において、当該決定にかかるとい

図書の縦覧  
都市計画決定の期間中、市役所三階開発部都市計画課において、当該決定にかかるとい

問い合わせ先  
市開発部都市計画課  
電話64-1211(一内線四五六)

## 越谷都市計画 鷺高土地区画整理事業の都市計画が決定されました

都市計画決定にともなう許可の基準  
都市計画決定にともない、区域内において建築物の建築をする場合は、都市計画法五十三条に基づく許可申請が必要となります。

都市計画決定の期間中、市役所三階開発部都市計画課において、当該決定にかかるとい

問い合わせ先  
市開発部都市計画課  
電話64-1211(一内線四五六)

## お知らせのページ

### 国民健康保険証が新しくなりました

4月1日から藤色に  
旧保険証(はだ色)は3月31日  
で期限がきれ、4月1日から国民健康保険証が新しくなりました。これからは旧保険証では診療を受けることができません。市役所では、新しい保険証を被保険者世帯のみなさん方へ配布済みですが、まだ届いていない方は市保険年金課国保係までご連絡ください。

電話64-2111内線250・252・253

国民年金保険料(50年度分)の納め忘れはありませんか

国民年金保険料の納付は3か月ごとに納期限が決められています。昭和50年度分(50年4月～51年3月)の納期はすでに過ぎていますが、まだ納付していない方は4月30日までに必ず納めましょう。

この期日を過ぎると、いままでの納付方法と異なり、社会保険事務所に納めるか、市役所に備えてある納付書を使って銀行、郵便局で納めなければならないとなり、手数もかかりますので注意してください。

納め忘れのままにしておくと、思いがけない事故でケガをしたり一家の柱であるご主人が亡くなったときに、障害年金や母子年金などが受けられないということにもなります。また65歳になっても老齢年金を受けることができないということにもなります。

納め忘れがないかどうかもう一度確認しましょう。

### 壮年野球連盟 新規加盟

(早朝野球) 新規加盟  
チームを募集  
市内に居住する壮年者を対象にした「壮年野球連盟」の新規加盟チーム(ことし一月一日現在で35歳以上の方)によって編成するチーム)を募集しています。

新規に加盟を希望するチームは、市教育委員会社会体育課に加盟申し込み書がありますので、記入の上、社会体育課へ申し込みください。申し込み締め切り日は4月20日です。

電話64-1211(一内線五七六)

### 婦人フットボールクラブを募集

市レクリエーション協会婦人フットボールクラブでは、ただいま会員を募集しています。

年齢・経験を問わず、いつでも入会できますので、ぜひ一度見学においでください。

とき 毎月第1・2・4火曜日、午後1時～3時

ところ 市立体育館

申し込みは市教育委員会社会体育課へ。電話64-1211(一内線四二五)

### 就職・進学に転居届を

郵便局では、みなさんからお

### 掲示

公布された規則

- 越谷市保育所入所選考委員会規程(3月1日)
- 越谷市議会議員の顕彰等に関する規則(3月6日)
- 越谷市民の消費生活を守る条例の施行期日を定める規則(3月12日)
- 越谷市立病院管理規則(3月17日)

預りした大荷物の郵便物を正確、安全に届けられるよう努力していますが、受取人が判明しないので差出人に返される郵便物が相当数あります。

進入学、就職、転居等で住所に異動を生じたときは、必ず郵便局までご通知くださるようお願いいたします。なお、転居届用紙は郵便局窓口および市役所窓口にて備えてあります。

ありがとうございます

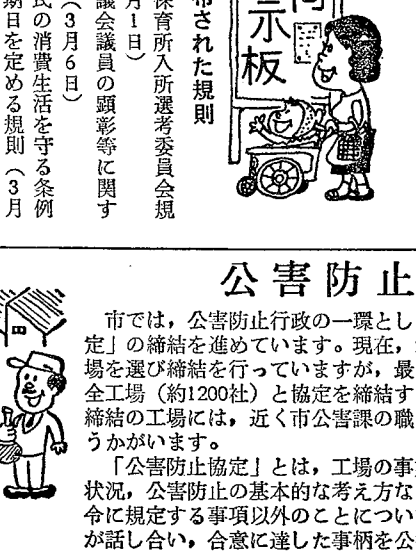
### 公害防止協定の締結にご協力を

市では、公害防止行政の一環として「公害防止協定」の締結を進めています。現在、地区別に対象工場を選び締結を行っています。最終的には市内の全工場(約1200社)と協定を締結する予定です。未締結の工場には、近く市公害課の職員が調査のためうかがいます。

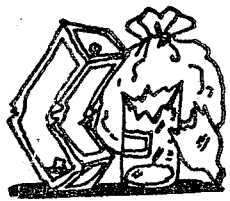
「公害防止協定」とは、工場の事業内容、周囲の状況、公害防止の基本的な考え方など、公害関係法令に規定する事項以外のことについても、市と企業が話し合い、合意に達した事柄を公害防止協定書に

し、この協定書を堅く守ることにより、公害防止を図ろうとするものです。公害防止協定を締結した工場は「公害防止協定締結工場」という金属製の看板を見やすい場所に掲示することになっています。この看板のある工場は、市の公害防止行政に積極的に協力し、公害防止を図ろうとする工場です。市民のみなさん、公害防止には積極的にご協力ください。

詳しくは市公害課へ問い合わせください。電話64-2111 内線267・585







### 燃えないごみの収集日

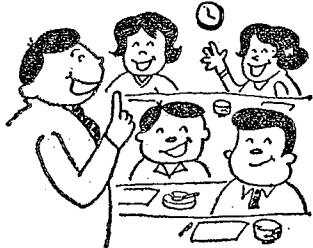
4月(13~30日)の燃えないごみの収集を次の日程のとおり行います。(清掃課)

と き	と こ ろ
4月13日(火)	26日(月) 蒲生1・2丁目, 蒲生本町, 蒲生南町, 蒲生愛宕町, 北越谷1・2丁目, 大房, 沼田, 大林, 弥生町, 東柳田町, 元柳田町, 平方(立野, 三和, 山谷は除く)
14日(水)	27日(火) 蒲生3丁目, 蒲生旭町, 伊原1・2丁目, 神明町1~3丁目, 谷中町1~4丁目, 新川町1・2丁目, 桃山, うめが丘, 海道西, 梅園台, 梅ヶ丘中央, 赤山町1・2丁目, 立野, 三和, 山谷
15日(木)	28日(水) 蒲生西町1・2丁目, 蒲生南町, 南越谷3丁目, 恩間, 赤山町3・4丁目, 大沢1・2丁目, 七左町1~3丁目, 大泊
16日(金)	30日(金) 登戸町, 南越谷1・2丁目, 大沢3~6丁目, 七左町4~8丁目, 雇用促進事業団, 赤山町5・6丁目, 弥生町1~4丁目, 向畑, 北川崎, 大吉
19日(月)	瓦曽根1~3丁目, 登戸新田, 瓦曽根, 登戸西町会, 宮前, 宮浦, 東宮前, 南荻島(野合, 野中, 新田, 下手)大竹, 恩間新田, 三野宮, 竹越, 大道, 相模町1~7丁目, 西方, 長島, 西新井, 北後谷, 大杉, 大松, 船渡
20日(火)	東越谷1~4丁目, 増林, 花田, 中島, 越ヶ谷4・5丁目, 柳町, 御殿町, 砂原, 小曾川, 野島, 丸友1・2, 外野合, 親睦会, 袋山, 大成町1~8丁目, 大里東, 大里, 大里南, 鯛の島
21日(水)	東小林, 宮本町1・2丁目, 大間野町3~5丁目, 東町1~7丁目, 下間久里
22日(木)	川柳町1~5丁目, 蒲生4丁目, 宮本町3~5丁目, 大間野町1・2丁目, 弥十郎, 市営住宅, 鷺越, 越ヶ谷1~3丁目
23日(金)	蒲生東町, 蒲生南町, 北越谷3~5丁目, 大林新生, 住吉新生, 藤ヶ丘, 大房新生, 越ヶ谷本町, 中町, 上間久里

\*ごみは午前8時までに、袋に入れ口を結んで出してください。

### 市民と市長の対話集会

#### あなたも市長と話してみませんか

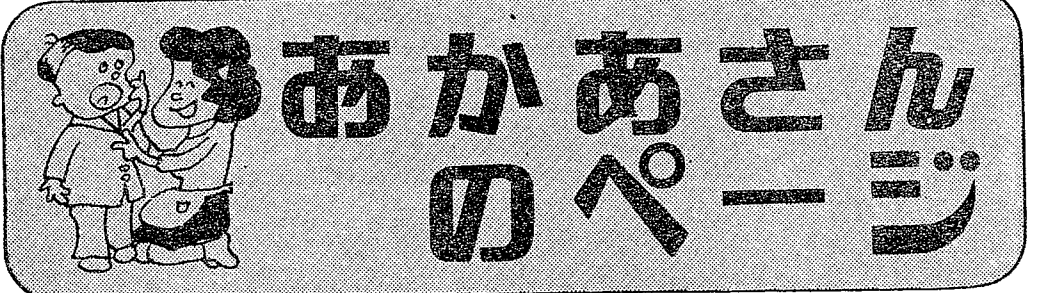


市民のみなさんと市長が積極的に話し合う「市民と市長の対話集会」を行っています。市民の方ならどなたでも参加できますので、

お気軽にお越しください。

- ▶ 4月2日(金) 増林公民館
  - ▶ 5月7日(金) 川柳公民館
- 昼の部…午後2時~5時まで  
夜の部…午後6時30分~9時30分まで

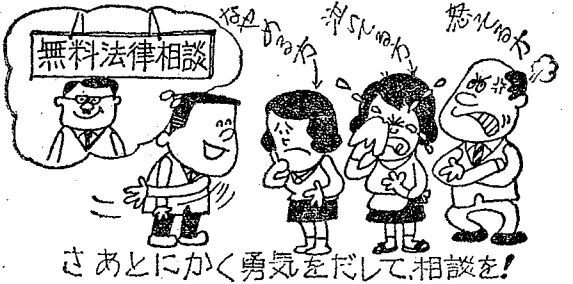
なお、午後5時40分から市営PR映画「豊かな明日をめざして」を上映します。  
くわしくは広報課広聴係(電話64-2111内線583)へお問い合わせください。



### ご利用ください

#### 各種相談室

市役所では、次のような各種相談室を設けて市民のみなさんの相談をお受けしています。身近な市政の窓口として、そして日常生活のいろいろな悩みごと、困りごとをすみやかに解決するお手伝いをしていますので、お気軽にご利用ください。なお、土曜日の相談室は正午までです。ご了承ください。



さあとにかく勇気をだして相談を!

各種相談	と き	と こ ろ	相 談 員	相 談 内 容
市民相談	日曜日を除く毎日 8:30~17:00	市役所一階市民相談室 (64) 2111 内線509	市役所市民相談員	市政に対する苦情、要望、意見やその他一般市民相談
弁護士による法律相談	毎週水曜日 13:00~17:00	市役所一階市民相談室 (64) 2111 内線509	弁護士	法律上の諸問題についての相談
税務相談(日曜・祭日の場合は翌21日)	毎月20日 10:00~15:00	市役所一階市民相談室 (64) 2111 内線509	税務相談官	税金関係(とくに贈与、相続税等の困税)
交通事故相談	日曜日を除く毎日 8:30~17:00	市役所一階市民相談室 (64) 2111 内線201	市役所交通事故相談員	交通事故による補償問題や手続等
弁護士による交通事故相談	毎月第3火曜日 13:00~17:00	市役所一階市民相談室 (64) 2111 内線201	弁護士	交通事故による補償問題や手続等
健康相談	毎週月・木曜日 9:00~15:00	市役所一階健康相談室 (64) 2111 内線254-6	保健婦	乳幼児や一般の方の健康管理や病気の予防相談
生活相談	日曜日を除く毎日 8:30~17:00	市役所一階福祉事務所 (64) 2111 内線304	市役所ケースワーカー	生活に困っている方や生活保護を受けようとする場合
消費生活相談	毎週火曜日 9:30~16:00	市役所別館商工課内 (64) 2111 内線264	消費生活コンサルタント	買物相談や苦情相談等の消費生活に関する問題
労働相談	毎週水曜日 10:00~15:00	市役所別館商工課内 (64) 2111 内線468	労働相談員	労働問題(賃金、労災等)全般に関する相談
人権相談	毎月第3金曜日 10:00~15:00	市役所または福祉会館 (64) 2111 内線317	人権擁護委員 人権擁護担当官	人権侵害等の問題で困っている場合
行政相談	毎月第2金曜日 10:00~15:00	福祉会館一階相談室 (64) 2111 内線551	行政相談員	国や県の行政問題(郵便、電話、公害、住宅など)
心配ごと相談	毎週金曜日 10:00~16:00	福祉会館一階相談室 (64) 2111 内線551	心配ごと相談員	家庭内および近所とのいざこざで困っている場合
結婚相談	第1・3日曜日と毎週火曜日 10:00~16:00	福祉会館一階相談室 (64) 2111 内線551	結婚相談員	結婚についての相談や相手の紹介等
家庭児童相談	日曜日を除く毎日 9:00~16:00	福祉会館一階相談室 (64) 2111 内線551	家庭児童相談員	子どものことで困った問題がある場合
高齢者職業相談	月~金曜日 9:00~15:00	福祉会館一階相談室 (64) 2111 内線547	県職業相談所員	高齢者への職業(求人・求職)斡旋および労働相談
教育相談	毎週水曜日 13:30~16:30	東小林記念会館 (62) 3894	小・中学校 常任相談員	児童の性格、学業、知能、日常のしつけ等の教育問題

◎緊急処理センター………毎日の生活の中で上木・衛生関係について、苦情や要望等がありましたらお気軽にご相談ください。(64) 2111内線563

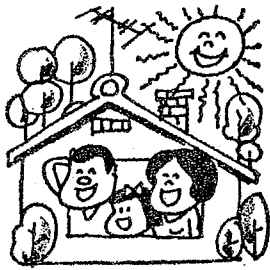
### あかあさんのページ

参加者を募集: 30名  
「施設めぐり」を次のとおり行いますので、お気軽にお申し込みください。  
と き 4月27日(火)  
午前9時、市役所地下和室に集合(解散は午後4時30分ごろ)  
見学施設 給食センター、消防署、蒲生分署、東部清掃組合、北部浄

### 春の一日を施設めぐりで

水場、青年の家、その他  
\*参加希望者は、4月15日までにハガキに住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入のうえ、市役所広聴係まで送付ください。  
なお、当日の昼食は各自ご持参ください。  
くわしくは広報課広聴係(電話64-2111内線三四五)へお問い合わせください。

マイホームをと考えている勤労者の方を対象に、住宅資金の融資相談を行います。  
なお、対象となる勤労者は、市内に居住する方、または市内に勤務している方で、特に中小企業や商店などに働く方です。住宅資金でお困りの方は、お気軽にご利用ください。



### マイホームづくりのために融資相談

と き 4月23日(金)  
午前10時~午後3時  
と こ ろ 市役所五階第一会議室  
相談内容  
・労働金庫貸付制度(住宅、生活資金)の説明および申請手続き  
・埼玉県労働者信用基金協会の利用方法について  
・県の利子補助について  
・国、県の住宅資金貸付制度について

### あかあさんのページ

毎月第1・第3土曜日は  
市内産直! 野菜の「朝市」  
今回は4月3日、17日  
時間 午前6時30分~8時30分頃まで  
場所 市福祉会館東側道路上  
\*当日雨天の場合は翌日の日曜日に開きます。  
くわしくは農務課農務係(64-2111内線544)へお問い合わせください。

4月の定期健康相談室は中止  
市衛生課で毎週月・木曜日に実施しています健康相談室は、ガン集団検診のために中止します。  
——衛生課予防衛生係——  
電話64-2111 内線254~256